

住所変更などの 手続はお済みですか？

春の引越しシーズンは、市民課窓口が混雑します



住所を変更したら、14日以内に届出するよう、法律で定められています。

例年、転入・転出・転居等、住所変更が多くなる3月中旬から4月上旬にかけては、市民課窓口が大変混雑します。

混雑が予想される日時や、手続に必要なものをお知らせします。

1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分

※戸籍届出や転入・転居など、内容によっては手続に時間がかかりますので、16時30分までにお越しください。

2. 混雑が予想される日時

- ・3月中旬から4月上旬
- ・月曜日、金曜日
- ・11時～14時ごろ

※内容によっては他課での手続がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

3. 「本人確認資料」を持参してください

住所変更や住民票・戸籍謄抄本の交付申請の際には、個人情報不正取得や虚偽の手続きを防ぐため、次の「本人確認資料」による確認を行います。皆さんの個人情報を守るためのものですので、ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

顔写真付きの官公署発行の書類を1点

（例）運転免許証、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という）、パスポート、顔写真付きの住基カード、在留カードまたは特別永住者証明書など

▼右記の書類がない場合は、次の書類を2点

（例）健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など

4. 転入・転居の際は「通知カード」または「マイナンバーカード」、「顔写真付きの住基カード」、「在留カード」を持参してください

カードに転入・転居後の新住所を記載します。住所変更する人全員のカードを持参してください。なお、マイナンバーカード・住基カードの住所変更には個別に暗証番号（数字4ケタ）の確認が必要です。

5. お近くの窓口をご利用ください

住所変更や印鑑登録・住民票の写しの発行等は、本庁・行政センターいずれの窓口でも対応できます。お近くの窓口をご利用ください。

マイナンバーカードがあれば コンビニ交付サービスが利用できます

出雲市に住民票がある人は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

▶取得できる証明書

- ①住民票の写し（本人・同一世帯員）
 - ②印鑑登録証明書（本人のみ）
 - ③戸籍（謄本／抄本）
 - ④戸籍の附票の写し（謄本／抄本）
 - ⑤所得（課税）証明書（本人の最新年度分）
- ※③、④は本籍・住所ともに出雲市にある人のみ

▶取得できる主なコンビニ

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど

▶利用時間

6:30～23:00（12/29～1/3は利用できません）

※戸籍・戸籍の附票の写しは8:30～17:15

※窓口での印鑑証明の発行には「印鑑登録証」が必要ですので、必ず持参してください。



土日窓口サービスでは、転入・転出・転居等の住所変更手続、印鑑の登録は行っていません。

おたずね

市民課	☎21-2315
平田行政センター 市民サービス課	☎63-5565
佐田行政センター 市民サービス課	☎84-0111
多伎行政センター 市民サービス課	☎86-3116
湖陵行政センター 市民サービス課	☎43-1214
大社行政センター 市民サービス課	☎53-3115
斐川行政センター 市民サービス課	☎73-9100